

**改正**

平成13年12月28日条例第54号

平成20年12月19日条例第44号

平成23年9月26日条例第67号

平成28年3月24日条例第21号

川口市地域福祉基金条例

(設置)

**第1条** 本市における地域の福祉の振興を図るため、川口市地域福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 次号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- (2) 基金への積立てを指定された寄附金の額

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、地域における福祉の振興に要する経費の財源に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

2 鳩ヶ谷市の編入の日前に、編入前の鳩ヶ谷市地域福祉基金条例（平成3年鳩ヶ谷市条例第29号）の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、この条例の規定により積み立てられた基金とみなす。

**附 則**（平成13年12月28日条例第54号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年12月19日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年9月26日条例第67号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

**附 則**（平成28年3月24日条例第21号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。